

第80回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成29年11月20日(月)午後2時00分
- 2 開会の日時 平成29年11月20日(月)午後2時00分
- 3 閉会の日時 平成29年11月20日(月)午後3時03分
- 4 会議の場所 岡山市北区春日町5番6号 勤労者福祉センター4階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数17名 出席15名 欠席 2名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
2	荒井 隆文	出席	11	河本 和彦	出席
3	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	浦上 和己	欠席	13	小林 弘幸	出席
5	遠藤 茂	出席	職務代理	柴田 一郎	出席
6	賀門 義和	出席	15	中山 順市	出席
7	河田 敬司	出席	16	信定 知福	出席
8	國定 豪	欠席	17	安田 久子	出席
9	久山 優	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局	担当局長 真田 明彦	総務・農政担当課長 倭 信幸
	農地担当課長 佐藤 孝司	副専門官 浦田 隆次
	担当課長補佐 今村 正樹	担当係長 竹田 了久
	副主査 柴田 美佳	

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
- (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)
- (5) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
- (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
- (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 平成29年度事業について
- (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

5番：遠藤 茂 15番：中山 順市

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦勞様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第80回総会を開会します。(あいさつ)

議 長 議事録署名委員を指名します。5番 遠藤 茂委員、15番 中山 順市委員にお願いします。

議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

竹田係長 (議案訂正等の説明)

議 長 それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 1番、受人は伊島町に居住していますが、檜津の田を10年間使用貸借し、同時申請の東区分の農地と併せて、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありませんが、本日の第二農業委員会総会において、東区分が新規就農であり、さらに調査が必要との判断から保留となり、第一農業委員会分だけでは下限面積30アールを超えないことから、許可要件を満たしていないため、保留とさせていただきます。

2番、受人は芳賀に居住し約79アールの農地を耕作していますが、増反により佐山の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、受人は玉柏に居住し、約1ヘクタールの農地を耕作する農業者です

が、増反により玉柏の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は東野山町に居住し、約1.2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、父親からの受贈により西野山町の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番と6番は、受人が同じですので、同時に説明します。受人は菅野に居住し、約18アールの農地を耕作する農業者ですが、増反によりいずれも菅野の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また許可後下限面積20アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受人は松尾に居住し、約1.4ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により松尾の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番から7番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見ですが、1番については東区分が保留ということですので、その旨了解しました。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 8番、受人は川入に居住し、約1.3ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により中撫川の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ありません。また下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

9番、受人は大井に居住し、約77アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により大井の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ありません。また下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

10番、受人は倉敷市日畑に居住し、世帯で約64アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により撫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ありません。また下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

11番、受人は河原に居住し、約62アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により河原の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ありません。また下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

12番、受人は東花尻に居住し、約47アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により東花尻の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ありません。また下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

2ページ13番と14番は受人が同じですので同時に説明します。受人は東花尻に居住し、約23アールの農地を耕作する農業者ですが、いずれも増反により13番は東花尻の田を1年間使用貸借し、14番は東花尻の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ありません。また許可後下限面積30アールを超えることから許可要件を全て満たしていると考えます。

15番、受人は総社市岡谷に居住し、約6.2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により下足守の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

等、問題ありません。また下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で、8番から15番までの8件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 2ページ16番、受人は富田に本店を置く農地所有適格法人ですが、御津河内の畑に賃借権を設定し、新規に就農しようとするものです。

農地所有適格法人の要件を満たす見込みであること、また、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積30アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は御津高津に居住し、約61アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により御津高津の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は御津虎倉に居住し、約74アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津紙工の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、受人は御津河内に居住していますが、御津河内の畑を所有権移転し、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積30アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、受人は総社市秦に本店を置き、約13.2ヘクタールの農地を耕作

する農地所有適格法人ですが、増反により御津紙工の畑を所有権移転しようとするものです。

農地所有適格法人の要件を満たすこと、また取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

21番、受人は建部町桜に居住し、約1.5ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町桜の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 御津建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、16番から21番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 2ページ22番、受人は中区乙多見に居住し、世帯で約2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により古新田の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題はありません。また下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

23番、受人は藤田に居住し、約75アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題はありません。また下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

24番と25番は受人が同じですので同時に説明します。受人は藤田に居住していますが、24番は、娘の経営する農地所有適格法人から経営上の都合のため、浦安西町と藤田の畑を所有権移転し、25番は、藤田の畑に賃借

権を設定し、農業を再開しようとするものです。

いずれも取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、許可後下限面積50アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

26番、受人は倉敷市林に居住し、約10ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により北七区の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小林委員 南区協議会で、22番から26番までの5件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（1）は、中・中央地区1番から南区26番までの26件ですが、1番を保留とし、それ以外の25件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（1）についてはそのように決定いたします。

議 長 次に申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 4ページ1番、転用目的は貸露天駐車場で一時転用からの永久転用です。平成29年2月締めで農振除外の申出がなされ、11月15日付けで除外済みの案件です。

申請人は津山市小田中に居住しており、農地から遠方で耕作困難であるところ、今岡にある自動車整備工場から、車両置き場不足のため、駐車場用地として使用したいとの申し出があり、露天駐車場として転用した後、貸し付けしていたもので、今後も同様の利用を継続するため、永久転用の許可を受けるものです。

農地区分は、農地の広がりか10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転

用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は農業用倉庫です。申請人は中区乙多見に居住し、約39アールの農地を耕作する農業者ですが、知人と農事組合法人を立ち上げ、黒豆・みかんなどの6次産業化を進めるため、農業用倉庫を建築しようとするものです。

協議会では、農業用施設であるという説明に疑義があること、排水計画に不明な点があることなどから保留となっています。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で1番と2番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、1番は許可意見、2番は保留意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からをお願いします。

竹田係長 4ページ3番、5条申請3番と同時申請です。転用目的は農家住宅です。平成29年2月締めで農振除外の申出がなされ、11月15日付けで除外済みの案件です。

申請人は新庄下の持ち家に家族5人で居住し、約69アールの農地を耕作する兼業農家ですが、古墳の保存整備事業により立退きとなったため、現在の居住地に近くて生活圏の変化があまりなく、周辺に点在する農地を管理するうえでも便利な申請地に、5条申請の土地と併せて農家住宅及び農業用倉庫を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅及び農業用施設であり、自己の所有で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で3番の1件について協議したところ、事務局説明のと

おりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 彼の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 4 ページ 4 番、転用目的は墓地です。平成 29 年 2 月締めで農振除外の申出がなされ、11 月 15 日付けで除外済みの案件です。

申請人は御津高津に居住していますが、現在の墓地が荒れた山道の続く山腹にあり、高齢でお参りや維持管理が困難になっているため、周辺に公共施設がなく、近隣居住者や町内会の同意も得られた申請地を墓地に転用しようとするものです。

農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

信定委員 御津建部地区協議会で 4 番の 1 件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（2）は、中・中央地区 1 番から御津建部地区 4 番までの 4 件の内、2 番を保留とし、それ以外の 3 件を許可と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。

議長 次に申請等（3）農地法第 5 条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 5 ページ 1 番、転用目的は露天駐車場です。

受人と渡人は親子で、隣接地に居住していますが、駐車場がなく困っており、申請地を露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も

問題ないと考えます。

2番、転用目的は自己住宅です。平成29年2月締めで農振除外の申し出がなされ、11月15日付けで除外済みの案件です。

申請人は松尾の借家に家族5人で居住していますが、子どもが生まれ、家財道具も増え、住居が手狭になったため、妻の実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で1番と2番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 3番、先ほど説明しました4条申請3番と同時申請です。転用目的は農家住宅です。平成29年2月締めで農振除外の申し出がなされ、11月15日付けで除外済みの案件です。

申請人は新庄下の持ち家に家族5人で居住し、約69アールの農地を耕作する兼業農家ですが、古墳の保存整備事業により立退きとなったため、現在の居住地に近くて生活圏の変化があまりなく、周辺に点在する農地を管理するうえでも便利な申請地を所有権移転し、4条申請の自己所有農地と併せて農家住宅及び農業用倉庫を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅及び農業用施設であり、他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、転用目的は永久転用目的の一時転用の露天駐車場です。転用期間は許可日から3年間です。申請人は今保に本店を置き、生コンクリートの製造販売業を営んでいますが、既存露天駐車場だけでは稼働時間外の全車両を駐車する

ことができず、やむなく事業所内の通路部分に駐車しており、翌朝の始業時には混雑して業務に支障が出ているため、既存駐車場に隣接する申請地に賃借権を設定し、露天駐車場として一時転用しようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、一時転用で仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番から8番までの4件は同じ地域に関連がありますので同時に説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

5番、申請人は倉敷市上東の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、妻の実家に近く、現住居から近くて生活圏が変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

6番、申請人は延友の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、夫妻の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

7番、申請人は平野の借家に夫妻で居住していますが、妻が妊娠中で、出産準備に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、夫妻の勤務先に近く、現住居から近くて生活圏が変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

8番、申請人は倉敷市大島の借家に夫妻で居住していますが、妻が妊娠中で、出産準備に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、夫の勤務先に近く、妻の実家にも近くて、お互いに助け合って生活するのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分はいずれも農地の広がり方が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、転用目的は永久転用目的の一時転用の露天駐車場です。転用期間は許可日から3年間です。申請人は足守に主たる事務所を置き、障害児通所支援事業と学童クラブを運営する特定非営利活動法人ですが、平成30年10月から保育園を開園する予定であり、利用者の駐車場が必要であるため、保育園施設に隣接する申請地に賃借権を設定し、露天駐車場として一時転用しようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、一時転用で仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、転用目的は露天資材置場及び露天駐車場です。平成29年2月締めで農振除外の申出がなされ、11月15日付で除外済みの案件です。

申請人は平野に本店を置き、建設業を営んでいます。作業員の駐車スペースが不足しており、既存の資材置場は繁忙期には資材で溢れ、重機置場がなくなるため、事業所に近く、便利の良い申請地を所有権移転し、露天資材置場及び露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、駅から500メートル以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で、3番から10番までの8件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に、御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 6ページ11番、転用目的は墓地です。平成29年2月締めで農振除外の申出がなされ、11月15日付けで除外済みの案件です。

申請人は御津高津に居住していますが、現在の墓地が荒れた山道の続く山腹にあり、高齢でお参りや維持管理が困難になっているため、周辺に公共施設がなく、近隣居住者や町内会の同意も得られた、古い親戚の所有する申請地を墓地に転用しようとするものです。

農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は自己住宅です。申請人は福泊の借家に夫婦で居住していますが、老朽化が進んでいるうえ、狭いことから不便を感じているため、妻が

相続で取得した土地で、妻の母が一人で居住する実家に隣接して世話等に便利な申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 御津建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

信定委員 御津建部地区協議会で、11番と12番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 6ページ13番、転用目的は自己住宅です。申請人は神戸市垂水区の借家に家族4人で居住していますが、来年4月の転勤で岡山に帰郷することになったため、駅に近くて妻の実家に行きやすく、出張が多い仕事で駅を利用するのにも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、転用目的は永久転用目的の一時転用の露天車両置場の敷地拡張です。転用期間は許可日から3年間です。申請人は古新田に本店を置き、自動車販売・賃貸・修理業を主な事業としていますが、本社内の車両置場が狭くなり、申請地の西側に車両置場を取得しましたが、まだ不足しているため、既存の露天車両置場に隣接する申請地に賃借権を設定し、露天車両置場を敷地拡張しようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、一時転用で仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、転用目的は店舗（コンビニエンスストア）です。申請人は東京に本店を置き、小売業を主な事業としていますが、県道に隣接し交通量が多く、近

隣に人家も多く、十分な需要が見込まれる申請地に賃借権を設定し、店舗（コンビニエンスストア）に転用しようとするものです。

農地区分は、水道管及び下水道管が埋設された道路の沿道で、半径500メートル以内に教育施設や医療施設が2箇所以上あることから3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、転用目的は自己住宅です。平成29年2月締めで農振除外の申出がなされ、11月15日付けで除外済みの案件です。

申請人は浦安南町の借家に家族6人で居住していますが、住居が手狭になったため、生活環境が変わらず、妻の実家に近く助け合って生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番から20番は同じ地域で関連がありますので、同時に説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

17番、申請人は早島町の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、実家に近く、子育ての協力を得られる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

18番、申請人は倉敷市茶屋町の借家に夫妻で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の職場に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

19番、申請人は箕島の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の実家に近く、子育ての協力を得られる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

20番、申請人は御津野々口の借家に夫妻で居住していますが、住居が手狭になったため、職場に近く通勤に便利で、実家にも近く協力して生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも駅から300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意

見をお願いします。

小林委員 南区協議会で、13番から20番までの8件について協議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（3）は、中・中央地区1番から南区20番までの20件全件を許可と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（3）についてはそのように決定いたします。

議長 次に申請等（4）岡山市農用地利用集積計画の決定について、利用権の設定、の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

竹田係長 今回の利用集積計画について説明します。

中・中央地区は8ページ1番から9ページ9番の9件で、すべて中間管理機構が貸し付け希望の農家から中間管理権を設定するための利用集積計画です。続いて北・吉備地区が10ページ1番から11ページ13番までの13件、御津建部地区が12ページ1番から16ページ36番までの36件で、同じくすべて中間管理事業です。南区分は17ページ1番から18ページ11番の11件ですが、1番と11番が通常の利用権設定で、その他の9件が中間管理事業です。

これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議ではいずれも承認意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 では、申請等（4）の農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。

議長 次に申請等（5）農地法第3条の3 第1項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

竹田係長 19ページ中・中央地区1番から23ページ南区13番までの13件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類はすべて所有権で、内容をご覧のとおりです。あっせん希望はなしとなっています。

各地区協議会の協議では、全件問題なく受理の意見となっています。

議長 事務局から説明がありましたが、申請等(5)の13件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定します。

議長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

柴田副主査 報告(1)農地法第4条第1項第7号の規定による転用届は、24ページ1番から7番までの7件で、転用目的は、共同住宅1件、露天駐車場2件、自己住宅1件、長屋建て住宅2件、アパート1件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告(2)農地法第5条第1項第6号の規定による転用届は、25ページ1番から26ページ22番までの22件で、転用目的は、宅地拡張等が3件、分譲住宅地8件、共同住宅2件、宅地造成1件、自己住宅1件、露天資材置場3件、長屋建住宅1件、駐車場2件、進入路1件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は、27ページ1番から28ページ10番までの10件です。解約理由は耕作目的で8件、転用目的で2件です。いずれも合意解約が成立しており、離作料は備考欄のとおりです。

次に報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届は、29ページ1番の1件で、農業用駐車場と進入路です。

次に報告(5)農地改良届は、30ページ1番から3番の3件で、目的は、普通野菜畑2件、果樹園1件です。

議長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全員 異議なし

議長 以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして、第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 (1)平成29年度事業について

(2) その他

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議 長 その他、何かありますか。

事務局 (1) 次回総会予定(12月7日(木)市役所7階大会議室)

柴田職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後3時03分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員